

○風俗環境モニターに関する訓令の制定について

(平成2年10月17日沖例規防第4号)

改正 平成14年8月沖例規生保第2号/生企第2号/会第4号

風俗環境の浄化を効果的に推進するため、別添のとおり風俗環境モニターに関する訓令（平成2年沖縄県警察本部訓令第8号。以下「訓令」という。）を制定し、平成2年10月17日から施行することとしたから、下記の事項に留意し、運用に誤りのないようにされたい。

なお、風俗環境モニターに関する訓令の制定について（昭和54年3月26日付け沖例規防第3号）は廃止する。

記

第1 制定の趣旨

この例規は、訓令の制定に伴い、風俗環境モニター（以下「モニター」という。）の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものである。

第2 運用上の留意事項

- 1 この訓令で定めるモニターの活動は、地域における警察への任意の協力援助であることを念頭において、モニターの自主的活動の促進に努めること。
- 2 モニターから通報のあった事項については部外秘扱いとし、モニターが通報したことによってモニター自身が被害を受けるおそれがあるときは、その保護に万全の対策を講ずること。
- 3 モニターが活動をするに当たり、捜査権を行使したり刑事事件又は民事事件への介入のそしりをうけることのないように指導すること。
- 4 モニターは、現在の風俗環境に適した者の中から委嘱されるものであり、かつ、風俗警察の一翼を担う民間活力の効率的運用を図ろうとするものであることを正しく理解すること。

第3 条項中特に配意すべき事項

1 モニターの適性等（第2条関係）

警察署長（以下「署長」という。）は、モニターを推薦するに当たり、次の事項に留意して推薦すること。

(1) 風俗問題に関心の深い者であること。

モニターは、その地域における風俗環境浄化について重要な役割を持つ者であることから、風俗問題に関心の深い者であり、この種事犯の取締りに協力する正義感と熱意があることが必要である。

(2) 公平、適切かつ率直に意見を述べることができる者であること。

モニターは、当該地域の浄化活動の推進役として期待するものであることから公平、適切に実情を掌握し、かつ、率直な意見を述べる者が望ましい。

(3) 地域の実情に精通している者であること。

風俗環境の実態を掌握し、当該活動を積極的に推進するためには地域の実情に精通した者でなければその効果は期待できない。

(4) 活動的な者であること。

モニターは、一私人として自ら風俗環境に対する視察、情報収集活動を行い風俗環境浄化のため、積極的に活動できる者が望ましい。

(5) 秘密保持ができる者であること。

売春事犯等は、特に秘密の保持を必要とする。能力があっても秘密保持ができないと効果的な活動は期待できない。

2 モニターの推薦委嘱等（第2条関係）

(1) 署長がモニターを推薦するときは、風俗環境モニター推薦書（様式第1号）により、本人の履歴書（様式第2号）及び名刺型写真2葉を添えて本部長に推薦すること。

(2) 警察本部生活保安課長及び署長は、訓令第2条により委嘱されたモニターについて、風俗環境モニター名簿（様式第3号）に登載しておくものとする。

3 モニターの定員及び任期（第3条関係）

モニターに欠員が生じた場合は、署長は速やかにその後任者を選定し、本部長に推薦しなければならない。

4 モニターの解嘱（第5条関係）

モニターとして適格性を欠くに至った場合、又は刑罰にふれる破廉恥的行為があったときはもとより、社会通念に照らしてモニターとしてふさわしくない行為があったと認められる場合は解嘱すること。

5 モニターの任務（第6条関係）

モニターは、その地域において警察官等の目の届かないところ、又は警察官等では容易に入手できない風俗事犯の情報収集及び風俗環境の実情等を観察して、有害環境浄化を図るための重要な役割を持つ者であるからその運用について十分配慮すること。

第4 謝金支払事務等（第7条関係）

モニターの謝金支払いに関する事務は、次に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 謝金の額

謝金は、モニター一人当たり月額500円とする。

(2) 支払方法

謝金は、モニターが指定する金融機関の口座に四半期分をまとめて振り込むものとする。

(3) 支払日

謝金は、各四半期翌月の15日までに支払うものとする。

(4) 謝金支払事務

謝金の支払に関する事務は、警察署において行うものとする。

(5) 謝金支払名簿の作成

署長は、謝金の支払状況を明らかにするため、風俗環境モニター謝金支払名簿（様式第4号）を作成しておかなければならない。

(6) 謝金支払状況の報告

署長は、謝金の支払状況について、風俗環境モニター謝金支払状況報告書（様式第5号）により各四半期分を支払月の月末までに本部長に報告するものとする。

第5 通報の処理（第8条関係）

署長は、モニターから通報のあった事項については、モニター連絡処理票（様式第6号）

に基づいて処理するものとする。

第6 活動実績報告（第10条関係）

署長は、モニターの活動実績を、四半期ごとに取りまとめて風俗環境モニター活動状況報告書（様式第7号）により当該四半期の翌月10日までに本部長に報告するものとする。

様式第1号（第3関係）

風俗環境モニター推薦書

[別紙参照]

様式第2号（第3関係）

履歴書

[別紙参照]

様式第3号（第3関係）

風俗環境モニター名簿

[別紙参照]

様式第4号（第4関係）

風俗環境モニター謝金支払名簿

[別紙参照]

様式第5号（第4関係）

風俗環境モニター謝金支払状況報告書

[別紙参照]

様式第6号（第6関係）

モニター連絡処理票

[別紙参照]

様式第7号（第7関係）

風俗環境モニター活動状況報告書

[別紙参照]